

第 2 回鎌倉市総合計画審議会 会議録

- 日 時：平成 24 年 8 月 22 日（火）午後 3 時 00 分から 5 時 20 分まで
- 場 所：本庁舎 2 階 議会第 1 委員会室
- 出席委員：大住会長、伊東委員、山田（直）委員、山田（理）委員、波多辺委員、石井委員、岡崎委員、神川委員、阿曾委員、金川委員、山崎委員、植月委員、波多委員
- 欠席委員：安齊委員、薄井委員
- 幹 事：相川経営企画部長、奈須経営企画部次長、渡邊経営企画課担当課長、下平経営企画課担当課長
- 欠席幹事：小嶋経営企画部次長
- 事 務 局：関経営企画課課長補佐兼経営企画担当係長、経営企画課経営企画担当 3 名（武部、高橋、安富）
- 関連職員：なし
- 関連業者：2 名（トーマツ）
- 傍 聴 者：1 名
- 会議次第：
- 1 議題
- (1) 審議会の運営について
- (2) 第 3 次鎌倉市総合計画 基本構想一部修正及び次期基本計画策定方針(案)について
- (3) その他
- 配付資料：
- (1) 第 1 回鎌倉市総合計画審議会会議録(案) 資料 1
- (2) 第 3 次鎌倉市総合計画 基本構想一部修正及び次期基本計画策定方針(案) 資料 2
- (3) 第 3 次鎌倉市総合計画 基本構想一部修正及び次期基本計画策定方針(案)
(H24 7.10Ver.との比較) 資料 3
- (4) 策定方針(案)等に対する質問・意見と事務局の考え方 資料 4
- 会議記録：
- 会長 定刻までまだ少し時間がございますけれども、当初出席予定の委員の皆様がそろいましたので、始めさせていただきますと思います。只今より「第 2 回鎌倉市総合計画審議会」を開催いたします。はじめに、本日の傍聴者の希望について事務局から説明願います。
- 事務局 本日は、傍聴者 1 名の申し出をいただいております。
- 会長 傍聴者の取り扱いについて、お諮りいたします。特に問題がなければ、ただいまより、入室いただいておりますか。
- (了承)
- それでは、ただ今より傍聴者の入室を認めたいと思います。
- (傍聴者入室)
- 会長 ここで、傍聴者に申し上げます。会議中は静粛にお願いいたします。発言は認められておりません。また、資料は、この場での閲覧に留めていただくよう、よろしくお願いいたします。
- 事務局 続きまして、本日の出席状況について、事務局から報告願います。
- 事務局 本日審議会は 13 名のご出席をいただいておりますので、本審議会規則第 3 条 2 項の規定によりまして成立していることをご報告いたします。なお、安齊委員、薄井委員につきましては、都合により欠席をいただくという形でご報告いただいております。
- 会長 ここで、前回ご欠席されました波多委員から簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。波多委員
- 委員 皆様、こんにちは、前回は大切な第 1 回を欠席いたしまして大変失礼いたしました。波

多周と申します。鎌倉に生まれ育ち、地元で建築の設計事務所をやっております。家族は娘 3 人が小学校と高校におりまして、子育て中です。地元に着して活動しているので、鎌倉市にとっても愛着もありますし、自分の生活の全てがあるので、この鎌倉が少しでもいい方向にいったらいい、皆さんと共に勉強させていただけたらと思い参加させていただいています。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。続きまして、事務局側の本日の出席者につきまして、ご説明いただきます。

事務局 幹事につきましては、他の会議と重なっているため、行革推進課小嶋次長が欠席をいただいております。また、今回より、実施計画の策定業務をお願いしているトーマツの方に臨席いただきますので、ご報告申し上げます。

トーマツ よろしくお願いいたします。トーマツの山本です。

会長 次に配布資料の確認について、事務局からお願いいたします。

事務局 配布資料の確認をさせていただきます。会議次第、資料 1 の前回審議会会議録、資料 2 の策定方針(案)、資料 3 の修正の経過を残したもの、資料 4 は、策定方針について、皆様からいただいたご質問と、それに対する事務局の答えを書いたものです。また、説明用資料として、パワーポイントを紙に打ち出したものがございます。なお、資料 3 につきましては、メール等で事前にお送りさせていただいたところですが、一部修正しておりますので、本日配付したものが最新というかたちでご利用いただければと思います。

さらに、もう一点、審議会にお諮りいただきたい件がございます。本日、阿曾委員が審議会の中でご発言される関連の資料を配付したいとのお申し出をいただいております。

会長 関連資料の配付の件は、よろしいですか。

(了承)

はい、よろしくお願いいたします。

(資料配布)

続きまして、会議次第に入る前に、現在の第 1 回会議録につきまして、事務局より説明願います。

事務局 会議録(案)につきましては、7 月 31 日付で各委員宛に送付させていただき、修正の有無をお願いいたしました。本日配布したのはそれらのご意見を反映させた最終案となっておりますので、ご了承いただき、確定いただける様、お願いいたします。

会長 会議録(案)を了承したいと思いますがよろしいでしょうか。

(了承)

それでは確定ということでよろしくお願いいたします。

会議次第に戻ります。本日の議題は 3 点ございます。「(1)審議会の運営について」、「(2)第 3 次鎌倉市総合計画基本構想一部修正及び次期基本計画策定方針(案)について」、「(3)その他」となっています。議題(1)と(2)でそれぞれ約 1 時間の時間配分で考えておりますので、ご協力いただきたいと思います。

1 議題

(1) 審議会の運営について

会長 それでは、議題(1)に入ります。事務局より簡潔に説明をお願いします。

幹事 審議会の運営につきまして、ご説明申し上げます。審議会の役割や運営につきましては、資料 4 の 1、2 ページにございますように、委員の方々からたくさんの意見を伺っています。また、先日、皆様に伺った際にも、審議会そのものについての説明が不足している、とのご指摘を頂戴したところでございます。本来は第 1 回の審議会の中で説明をし、ご理解をいただいた上で審議会をスタートすべきだったと私も反省しております。そこで、皆様にはお忙しい中、大変申し訳なく思っておりますが、急遽日程を調整いたしまして、こうして第 2 回を開催させていただく運びとなりました。

これより、審議会の位置づけや次期基本計画の策定プロセスについて、改めて説明させていただきます、皆様と認識を共有していきたいと考えております。

なお、本議題の説明はスクリーンでやらせていただきまして、前半・後半の 2 部に分けて、それぞれでご質問等を受けたいと思います。

それでは、詳細につきまして、担当から説明させていただきます。

事務局 (パワーポイントを用いて説明)

それでは審議会の運営につきまして、前半部分の審議会の役割や位置づけについて、5 ページまでを説明させていただきます。資料は、今日追加でお配りしておりますものをご覧ください。

始めに、2 ページ目ですが、条例上の定義になります。今年の 6 月に制定いたしまし

た鎌倉市総合計画条例の第 5 条において、本審議会を規定しております。第 2 項では、“審議会は市長の諮問に応じ、総合計画の策定、その他その実施に関する基本事項または重要事項を調査、審議するものとする”とあります。また、第 3 項では“総合計画の策定その他について、市長に意見を述べることができる”との記述があります。条例上はこのようになっておりますが、これを実際の流れで当てはめてみたいと思います。

3 ページですが、本審議会に対して市長が行う諮問事項は、基本構想と基本計画の最終案についてです。総合計画の冊子の 213 ページをご覧くださいと、過去の諮問書が掲載されております。その中の諮問事項も、基本構想と基本計画の(案)について諮問しております。これが条例でいう第 2 項の内容になります。基本構想と基本計画の最終案は、スケジュール上は平成 25 年の 6 月に策定をしていきたいと考えており、それを本審議会へ諮問し、約 3 回の審議を経て、答申を答申書としていただくというスケジュールとなっております。

一方、諮問前までの審議会は、事務局が提示する様々な取組案等について、様々なご意見をいただく場として考えております。この間に議論いただいたものの最終形が、答申書として表れてくるものと考えております。この取組が、条例の 3 項に該当するものと考えております。なお、審議会でもいただきましたご意見につきましては、できる限り反映するよう努めてまいりたいと思っております。

次に、4 ページは他の組織との位置づけを表しております。「未来を共有する場づくり」は後ほど策定方針(案)の中で簡単に説明しますが、市民参画の部分になります。市民や各種団体の方々からのご意見を頂戴し、庁内組織において検討する流れ、またご意見を総合計画審議会の中で頂戴していく流れ、それと、今後庁内組織に検討したものを総合計画審議会に提案をし、それに対して意見をいただく流れ、最終的に市長からの諮問に対して、審議会から答申をいただく流れ、更に、市が議会に案を提案して議決をいただく流れとなっております。

最後の 5 ページでは、議会の議決について説明しております。本市の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の 3 層構造となっております。これまでの地方自治法では、基本構想の策定義務が明記されていましたが、平成 23 年 5 月の法改正により、その部分が削除されました。しかしながら、本市の市政運営のためには、まちづくりの理念や将来都市像を定めることが不可欠ということで、新たに総合計画条例を制定したのですが、その中で、基本構想だけではなく、基本計画も議決案件にしております。これは、基本構想を実現するための政策施策体系や方針を示す基本計画についても、議決が必要であると判断し、基本構想に加え、基本計画も議決案件としたものです。これから作ろうとしている次期基本計画についても、今後、議会に審議を仰ぐこととなります。

市民の代表であります市議会の方々に最終審判を仰ぎますので、まさに民意の裏づけのある計画というものを策定していけるものと考えております。前半部分については、以上です。

会長 ここまでで、委員の皆様からご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。基本的な制度の枠組の説明とします。

委員 では、今回は新たな条例に基づく第 1 回ですね。

幹事 そのとおりでございます。

会長 一点、質問があるのですが、2 ページの下「総合計画審議会の位置付け」の図がございます。その中で、後ほどご説明あると思いますが、「未来を共有する場づくり」というものが左側にあって、そこから矢印が「総合計画審議会」と「策定委員会」に延びております。矢印の上で、“意見”とありますが、これは意見だけでいいのですか、ということ逆を聞きたいのです。おそらく、次回説明がありますワールドカフェの場に出てくるものは、“意見”というよりも、漠然としていますけれども、“アイディア”とか“コンセプト”とか“素材”というものも当然あると思うのです。勿論、「未来を共有する場づくり」、「市長との懇談会」など、これまでも総計審で行われていたであろうものも踏まえてですけれども、それ以外の素材やアイディアもあるだろうと。この資料自体がこの場限りのものになるとは思われるので、心配はしていないのですが、全て“意見”を言う場であるというのはいささかよくないかと思うのです。

前回の議論、審議でもありましたとおり、市民参画、協働を一つの柱にするのであれば、協働という概念は“意見”を言うという場合もありますが、“意見”は、行政側への意見というだけではなく、我々に対する意見になるし、市民の皆様に対する意見にもなるので、“意見”というものを強調しないほうが良いと私は思います。

- 幹事 ありがとうございました。会長のおっしゃるとおり、意見もございますし、色々な要素もあると思います。また、市議会の皆様には、生の意見をそのままお示しするのではなく、私どもなりに分析をし、どういう傾向というものが、皆様がどのように考えてらっしゃるのか、というものについてもお示しできればと思います。次回以降で、このような資料を作る際には配慮させていただきます。
- 委員 4 ページ以外は、全部枠組というか、法律や条例で決まっていると思いますが、4 ページについて、「未来を共有する場づくり」というのは、今回こういう形でやろうということですね。つまり、第1回で議論したように、行政と市民とが共有してやろう、そのためには共有したビジョンなり考え方を持たないとできない、それを実現する一つの場として作ろう、ということですよ。これが制度化されているわけではないということですね。
- 幹事 そのとおりです。ただ、現行基本計画の中で、協働や市民参画というものが、謳われておりますので、今後も継続して市の取組の柱となるものと思われれます。
- 委員 非常に結構じゃないかなと思います。
- 委員 この矢印が一方方向で、「みらいを共有する場づくり」に参加された市民の方とかアンケートで吸い上げられた意見などを含めたもののフィードバックというものはないということでしょうか。
- 幹事 私どものほうで、意見なり色々なアイディアを頂戴し、それに基づきまして、基本構想、基本計画の策定をさせていただきます。その時々、市民の皆様はどういう内容で作られたのかをお示しすることを考えております。例えば、一次素案を作った後には、いろいろな方からご意見を頂戴する場を設けております。また、市民全般にお集まりいただくフォーラムについても考えております。そのような形で、一方通行だけではなく、市民の皆様のアイディアがこんな形で活かされました、というものを必ずフィードバックしていきたいと考えております。
- 会長 今の質問に関連してなのですが、「未来を共有する場づくり」の部分については後でご説明がありますね。ワールドカフェは、これ 1 回限りかと思いますがそれを受けてどういう風に総合計画に反映させていくかということについては、ワールドカフェで出たアイディアを集約して、こういう形になりますというものを、例えばホームページ上でアップすると色々な形で市民の皆様にフィードバックし、その後も色々な市民参加や市民参画の場が用意されているので、市民フォーラムとか地区毎ミーティングとか、そういう場でフィードバックしていくというように私は思っているのですけれども、そういうことですね。要するに、階層的に市民参加、協働の場があるということでその都度その都度フィードバックしていくのですか。
- 幹事 そのように考えてございます。
- 委員 表 4 ですが、これ見ていると、全体的な流れというのが分かりにくいのですが、事前にいただきました別紙 9 のスケジュール(案)があるのですが、こちらを説明されると、当審議会の流れと、「未来を共有する場づくり」や他の構想との流れが全部分かるので、そこを説明された方が分かりやすいのではないかと思います。いかがですか。
- 幹事 全体のスケジュールやプロセスにつきましては、この次のご説明の中で改めてやらせていただきます。ありがとうございます。
- 会長 とりあえず、ここまででよろしいですか。
- 事務局 それでは引き続き、その後の部分について、ご説明をお願いいたします。
(パワーポイントを用いて説明)
- 事務局 後半は、次期基本計画の策定プロセス、スケジュールについてご説明させていただきます。パワーポイントの 6 ページをご覧ください。ここでは、全体のスケジュールと総計審のスケジュールを並べて表示しています。それぞれの詳細につきましては、策定方針(案)で説明させていただきますので、ここでは大きな流れをご理解いただききたいと思います。
- 事務局 始めに、策定方針(案)につきましては、8 月末から 9 月の始めに決定をさせていただき、議会に報告いたします。その後、9 月から 10 月にかけて、市民や各種団体の方に参画いただき、「未来を共有する場づくり」と題して、各種開催してまいります。市民意識調査もその一つですし、市長と語る懇談会、ワールドカフェもそれに当たります。その後、11 月にはその結果を公表し、一次素案の作成に取り組んでまいります。この間、総計審の開催は、11 月の中旬を考えておりますが、「未来を共有する場づくり」の結果を報告させていただきたいと思いますが、もしかすると 1 回だけでは終わらないかもしれませんので、2 回開催するかもしれません。また、次の一次素案につきましては、ご意見をいただく場を 2 回設けまして、25 年 1 月に一次素案を確定したいと考えております。

次のページでは、一次素案策定後、パブリックコメントの開催や、各種団体や市民の方に説明をさせていただき、庁内で検討して、二次素案を作っていきたいと考えております。ここでも総計審を2回予定しており、パブコメの結果、また二次素案について2回審議をいただきたいと思いますと考えております。

その後、二次素案を5月に策定し、内部の手続きを経て、最終的な案として6月に確定をしていきたいと思っています。この案を、総計審に諮問をし、予定としては3回ご審議いただいて、答申をいただきたいと思いますと考えております。その後、市長決裁を経て、議会へ提出、議会で審議をいただき、議決されれば、9月末に確定、その後、フォーラム等で周知をしていく流れとしています。

このようにスケジュール的に大変厳しい一年間になっております。25年9月をゴールとして、様々な日程を逆算で組んでおります。これ以上、それぞれの過程を先送りできない状況です。そのような中で、一次素案、二次素案、諮問・答申につきましては、審議会を重ねて十分にご審議とご意見をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上で、説明を終わります。

会長 ご質問ありましたらお願いいたします。

委員 10月に事業仕分けが行われると聞いていたのですけれども、それは経営企画課が分析されているという認識でよろしいでしょうか。

幹事 事業仕分けにつきましては、行革推進課というところが行っております。私ども経営企画課ではございません。

委員 それの反映みたいなものは、やはりこちらの方にあるのでしょうか。

幹事 事業仕分けにつきましては、個別の事業になりますので、もし反映するのだとすると、基本計画の下にある、実施計画というところで、まだ私ども、どの事業を行っているのか承知はしていないのですけれども、例えば、実施計画の中で事業仕分けに挙げられる事業があったとすると、もしかしたら、実施計画の中では、それらの影響が出てくる可能性がございます。

委員 実施計画は基本計画を基にしてできると思うのですけれども、実施計画と基本計画がだぶる形で今見直しがされている、24年度後期実施計画の中で事業が行われているものなのですけれども、事業仕分けで対象となることとの整合性が分からないのですけれども。

幹事 今、行われようとしている10月の事業仕分けにつきましては、今進んでおります後期実施計画の事業、もしくは、実施計画ではなくて、市役所が一般的にやっている経常的事業というもののなかからどれかが選択されて、事業仕分けの対象になると考えております。今、皆様にご審議いただいているのは、その次の計画になりますので、今回の10月の事業仕分け(市民事業評価)と、今ご検討いただいている基本計画とは、基本的に関係がないとご理解いただければと思います。

委員 庁内で検討されて、多くの職員が参加される。それから、できあがったものを最後に計画策定後フォーラムという形で、市民に考え方をお伝えする。行政と市民が色々な意味で協働して、未来を共有しようということを進めていく。が、私のこれまでの経験から言うと、行政の職員の人たちの中にそういうことは嫌だなどという人もいます。是非ですね、行政職員もフォーラムに大いに参加して一緒に、共にこの基本構想、基本計画を理解しようという様に努めてもらいたいということです。要望です。

幹事 ご指摘のとおりでございます。私どもも基本計画を作るに当たりましては、職員一人一人につきましても、総合計画の策定に参加してもらいたいと考えております。フォーラムにつきましても、もちろん市民の皆様にお声掛けをするイベントではございますが、できる限り職員も参加するフォーラムの組立をして参りたいと思います。

会長 今回の資料では、職員参画の部分は入っていないのですが、これは当然、策定委員会に関わる活動として実施するのですね。

幹事 本日の資料の中では、次期基本計画の策定プロセスの中の、“市民の皆様に対する未来を共有する場”の隣に、職員向けの作業はこれくらいの期間でやります、というのは載せさせていただいております。次回の27日に、職員の策定に対する参加、手法につきましては、改めてご説明させていただきたいと考えています。

委員 策定のプロセスは、短い期間の中で非常にタイトだということが分かりましたが、基本構想も今回一部改定をしているということで、基本構想というのは国でいえば憲法、バイブルであり、その一部分を4つの視点から改定すると言っているが、“基本計画の一次素案の策定”と書いてありますが、このときに併せて基本構想の策定の案も出てくるということでしょうか。

幹事 お示しするときは、やはり併せてお示しすることになるかと思います。

- 委員 タイトルが「次期基本計画の策定プロセス」となっていますが、基本構想改定並びに基本計画の策定プロセスということで、市民の皆様に明示するのを、基本構想の策定並びに基本計画の策定ということで、このプロセスが動いていくということでよろしいのですかね。
- 幹事
会長 ご指摘のとおりでございます。修正させていただきます。
相当厳しいスケジュールですね。市民参画、協働型と併せて、職員参画型、職員協働型ということですが、かなり精力的に進めていく必要がありますね。この 2 枚について、よろしいですか。おそらく、細かな市民参画、協働のプロセス、個別の基本計画については、次回、出て参りますので、よろしいですか。
(了承)

(2) 第 3 次鎌倉市総合計画基本構想一部修正及び次期基本計画策定方針（案）について

- 会長 議題(2)について、本件については、予め事務局から話がありましたけれども、本件はかなりタイトなスケジュールの中で進めなければならないということで、この策定プロセス（案）自体は、できれば本日の審議会で確定したものにしてほしいのでご協力をお願いしたいということを書いてほしいということなので、一応申し上げておきます。

なお、意見交換については、途中で区切りながら行いたいと思います。

ここから先は余計なこととして、蛇足として申し上げたいと思いますけれども、おそらくですが、策定方針（案）の文章そのものについては、これからまとめます総合計画基本構想の一部改定と基本計画の中身そのものではない、これから作るべき内容と直接リンクはしてないけれども、ベクトル、方向性のようなものであるとの認識を私は持っています。ですから、細かな言葉の言い回しにあまりこだわることはあまり生産的ではなくて、大きな方向性が合っていれば、とりあえず認めていいのではないかと、私自身は思っています。大きな方向性が違っていればこの場で言うていただきたいのですけれども、言葉のニュアンスぐらいであれば、今回は認めてあげてもいいかなと、私は思っています。その程度の緩やかなものだとお考えいただければと思います。中身と直接リンクはしない。ただ、大まかな方向性が違っていたら大問題ですので、この部分についてはご指摘いただければと思います。

それでは、事務局より前回から変更した点を中心に、簡潔にご説明をお願いします。

- 幹事 それでは、策定方針（案）につきまして、ご説明を申し上げます。

策定方針（案）につきましては、第 1 回審議会開催後、7 月 10 日に修正案をお送りし、皆様から様々なご意見を頂戴したところでございます。その後、私どもの方で、各委員の方に個別にお伺いし、重ねてご意見を頂戴いたしました。資料 4 は、文章でいただきました質問ご意見に関する事務局の考え方をまとめたものでございますが、いただいたご意見をできる限り反映させていただき、会長とも相談させていただきながら、今回資料 2、資料 3 としてお示ししてございます。

本日は、前回から変更した点を中心に、担当から説明させていただきます。

- 事務局 (パワーポイントを用いて説明)

それでは「第 3 次鎌倉市総合計画基本構想の一部修正及び次期基本方針策定方針（案）」についてご説明させていただきます。関と申します。着席して説明させていただきます。まず、策定方針（案）ですが、1 ページに記載しております「趣旨」から始まり、6 ページ裏の「スケジュール（案）」まで、全部で 9 つを記載しております。主な項目について、ご案内させていただきます。1 ページに「趣旨」、2 ページに「総合計画」の公表と「基本構想」における一部修正の概要を記載、3 ページから 4 ページにかけて、「基本計画」策定に当たっての考え方、また「基本計画」策定に向けた取組や研究体制等を記載しております。

1 ページの「1 趣旨」では、次期基本計画策定に至った背景、あるいは策定に向かっている視点、市の姿勢などを記載しております。まず、現総合計画は平成 8 年 3 月に作成しております。将来の都市像や将来の目標を定め 30 年を期間とする基本構想が出ています。この基本構想の将来目標を実現するための政策体系、また具体的な手段を示す基本計画がございまして、この基本計画の計画期間は、10 年間となります。さらに、この基本計画で示される目標等を計画的に実施していくために必要な経費、あるいは工程などを明確にした実施計画があり、これは期間を 5 年としております。このように現行総合計画は三層構造となっております。平成 37 年までを期間とする基本構想ですが、ここでは「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」を将来都市像とし、また将来の目標、将来の方向性につきましては、「人権を尊

重し、人との出会いを大切にすまち」等、6 つの柱を定めております。そして、この実現に向け、平成 18 年には、平成 27 年までの 10 年間を期間とする現行の第 2 次基本計画を策定しました。

第 2 次基本計画では、前期、中期、後期の 3 つの実施計画に分けて取組を進めてきました。しかしながら、この平成 24 年度にスタートした後期実施計画におきましては、財政の見通しとして歳入の増加が見通せないこと、またこれまで経常的に実施している事業の経費を容易に削減することができないことから、いわゆる自由度の少ない硬直化した財政状況が背景にございました。一方では、実施計画事業の規模というものが前期、中期から引き続き実施しなければならない事業を中心に、微増なんですが増加傾向にありあます。

この筒状の水色の部分が、延々と継続してやっている通常の事業になります。これが一般的な歳入のラインと致しますと、この筒状の中のこの水色が増えれば増えるほど、黄緑の計画自由財源が少なくなってきた、これが実施計画の財源となりますので、どうしても実施計画で実施できる経費が厳しくなるとい見通しになっております。そこに加えて、赤で付け加えましたのは 3.11 以降の防災ですとか、今まで言い方は良くないのですけども、おさなりにしていた公共施設の修繕、統廃合の問題が多分のしかかってくるだろうと想像しております。その中で、歳入がどうしても右肩下がりになっており、この水色もある程度圧縮しないといけないし、また、実施計画事業というものも必然的に圧縮しなければならない。それだけだと、どうしてもいわゆるジリ貧になってしまいますので、この歳入自体をなんとかして上げていくという努力もしていかなければいけないと考えております。

こういった状況がありまして、平成 23 年の 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえた防災・減災、老朽化する公共施設の更新問題等が、新たな緊急課題になっており、今後予想される厳しい状況に対応するためには、今申しあげました様に歳入を確保する工夫をして、今後、財政的な基盤の強化を図る、それと併せまして市民の皆様と力を合わせた新たな取組というものの展開が重要になってくると考えております。今こそ、市民力と地域力を発揮し、鎌倉が世界に誇れる資源を生かして、行政と皆様と一丸となって進めることが重要だと考えております。

このことを踏まえて、今回、将来の都市像、将来目標を定める基本構想の一部修正、それ以降、この将来目標を実現するための政策体系ですとか、具体的な手段となります基本計画について、少しでも早くでも実施しなければいけないというような状況になると判断いたしました。よって、予定ですと平成 28 年度からになりますが、それを 2 年早く基本計画を策定することとしたこととさせていただきます。

次に項目の「2 総合計画の概要について」、説明させていただきます。資料は 1 ページから 2 ページにかけてでございます。先ほど説明させていただきましたが、本市の総合計画の構造というのは、三層構造となっております 30 年間を基本とする基本構想、続いて 10 年を基本的期間とする基本計画、5 年を期間とする実施計画です。今回この 3 つに分かれている構造そのものというのは、同じ様に 3 層構造でやっていく考えでございます。

どこを変えるかと言いますと、基本計画と実施計画における期間をそれぞれ見直していきたいと考えています。基本計画につきましては、これまで 10 年としておりましたが、6 年ごとに改正していくものです。実施計画については、基本計画を支える計画でもあります。それに伴って 3 年ごとに計画を変えます。これにより、時代の変化にフレキシブルに柔軟に対応していくことができるものと考えております。

続きまして、「3 基本構想の一部修正について」、説明させていただきます。資料につきましては、2 ページになります。現行の基本構想につきまして、時代の変化に柔軟に対応していくようなことも含めまして、一部修正について、記載しております。3(1)の 2 章、(2)の 3 章、(3)の 4 章は、現行の総合計画、総合計画の冊子の 8 ページから 13 ページに記載されている項目をそのまま持ってきており、ちょっと番号が入り込んで分かり難いのですが、そのようにご理解いただければと思います。

はじめに 3(1)の第 2 章につきまして、施策体系の再整理を行います。例示にありますように、“(1)健康で生きがいに満ちた福祉のまちをめざす”としている現行の体系の中には、実は子育てに関するものが含まれております。おそらくは、これを作ったときに福祉六法という、いわゆる 6 つの法律が中心になっておりましたので、その六法を中心としたものだと思います。ただ、今は子育て対策に非常に力を入れております。そういった関係で、事業も経費も大きくなってまいりますので、このあたりの体系を分かり易くするために、子育て部門を独立させてみてはどうかと考えております。

もう一つは、(5)の“安全で快適な生活が送れるまち”ということで、これからのまちの防災・減災対策を力を入れていくということを分かり易くするように、2 つに分割したいと考えております。続きまして、(2)の第3章、基本構想の基礎的な指標1の人口につきましては、ここに記載しましたように、時点修正を行います。なお、この部分については、前回の審議会で委員さんにご指摘いただきましたので、なぜ人口に乖離が生じたのか、これは基本的なフレームになる大きなものでございますので、今どういう状態でこうなったのかを明らかにするために分析しておりますので、ここでご報告をさせていただきます。

続きまして、(3)第4章の市民参画、協働として記述している事項につきましては、1ページにも記載しました趣旨も鑑み、市民力・地域力をより一層発揮していく視点から記述を改めるものでございます。

続きまして、3 ページをご参照ください。「4 基本計画策定にあたっての考え方について」では、(1)として基本計画の策定について配慮すべき事項につきましてはの記載をしております。(2)は基本計画策定の視点といたしまして、“市民と共に考え創造し、行動するまち”、“災害に強いまち”という視点から整理をしております。(ア)の地域力、市民力が生きるまちづくりの推進につきましては、皆様のご意見をいただき、表現を改めました。また、項目(ウ)の財源確保につきましては、税収が落ち込む中の財政難をただ受け入れるだけではないのではないか、という助言もいただき、歳出抑制をするだけではなく、市として歳入確保への研究等も必要ということについて、記載をしております。

会長
委員
ここで区切りまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

基本構想の一部修正の理由、なぜ修正をしているのかという理由については、先ほど説明の中でいわゆる自由財源の確保という様にお聞きしたのですが、先ほどご説明をいただいた基本構想の修正の中身と、自由財源の確保の関係が今一つよく分からない。それについて、説明をお願いします。

幹事
基本構想につきましては、2 ページで説明させていただいているところでございます。計画自由財源の確保につきましては、「3 基本構想の一部修正」の(3)に、「4 効率的な行財政運営」がございします。これは、先ほどご覧いただきました基本構想の中のまとめでございます。総合計画の冊子の13 ページをご覧いただきたいと思います。この中に、4 番目として「効率的な行財政運営」という言葉を入れてございますが、今までもこういう形で、“最小の経費で最大の効果を”ということが行政の役割となっておりますので、もちろんそういうことを基にやってきたのですが、今の状態というものは、なかなか財政的に厳しいという部分もございしますので、一つは効率的な行財政運営を更に進めるため、もう少し記述を改めて、皆様にご協力をいただいたり、職員が意識をもって事業に取り組めるような記述とする。それから、先ほど事務局から説明したとおり、縮こまるばかりの行政の在り方では困っておりますので、歳入確保についても、少し記述を加えていきたいと考えておりまして、基本構想を一部修正したいと考えております。

委員
第4章の「基本構想の実現に向けて」という中の、特に「4 効率的な行財政運営」の記述を変えていくというのが、基本構想の修正の一番大きな目的ですか。

幹事
はい、そのとおりでございます。

会長
ということは、基本構想の大枠は変えないということですね。今回の基本計画策定に当たって、その部分について、基本構想に位置付けられている箇所を変える、その程度だという認識でよろしいですね。

委員
前回も出ていたかもしれませんが、確認ですが、説明用資料の13 ページの「2 総合計画の概要について」の図で、今までの基本構想は30年、基本計画は10年ごとということで、これに関連して、策定方針の2 ページ目を見ていただきたいのですが、要は基本構想30年、基本計画は10年ごとに30年、そして、第2期の基本計画はすでに10年に決まっていたものを、第3期の基本計画を前倒し、26年から実施するというので、そうすると、前の第2期の基本計画が10年のところ、8年になったという考えでよろしいでしょうか。

幹事
はい、そのようにさせていただきたいと思っております。

委員
すると、それに関連して無くなった2年間の計画というものはどうなったのでしょうか。次の、この3期の基本計画に織り込まれているのですか。それとも全く新たな視点から作っているのでしょうか。

幹事
先ほど会長から、基本構想につきましては概ね変えないということについてご指摘いただきましたが、そのとおりであります。次の基本計画につきましても、今現在の基本構

想を概ね引き継ぐ計画になりますので、大きくは変わらないと思っております。ただ、先ほどから申しておりますとおり、防災の関係等につきましては、強化していくということを皆様に分かり易くお示しする計画にしたいと考えております。

委員 そうすると3期は平成31年までということで、このあと平成32年から37年までが第4期という形になるのですか。

幹事 はい、そのように考えております。

委員 今回のことに関連するのですが、先ほども分かり難いので質問をさせていただいたのですが、例えば、今やっている事業を、事業仕分けするという作業を10月にされるということ。そして、それはもう次の基本計画には反映されない。そこは、今の事業計画と経常的なものを中心にしてやるんですよということですが、行政の仕事というのは、ずっと続いていくものだと思いますので、市民感覚ではぶちっと切れるものではないと思うので、もし、次の基本計画に繋げていくのであれば、10月の段階でなぜ事業仕分けをされるのかという疑問が生じます。

また、今回の基本計画において、私は前回基本計画策定時の100人会議に参加したのですが、その時もコンサルタントの方が入られて、作成全般のお手伝いをされていたと思います。確かその時に聞いた事業費は、300万だったと聞いたと思います。今回も支援業務ということで、今日もいらしているトーマツさんが受注されて、お手伝いして下さると思うのですが、市のホームページを見るとトータルで10倍ぐらいの金額になるのかなと思います。でも、広報で見たのは、「次期基本計画の策定」ということで273万円でした。次期基本計画策定の前倒しということで市民意見聴取等の策定準備作業を進めます、ということですが、その金額の違い、そしてこれから6年ごとの基本計画が見直されるのであれば、また同様にコンサルタントさんが入られてお手伝い下さって、そのときにまた1000万円以上のお金が使われるのでしょうか。10年間タームで使われていたものが、6年間のタームで使われているという風に認識すればよろしいですか。

幹事 幾つかご質問をいただいたのですが、今10月にやろうとしています市民事業評価、いわゆる事業仕分けというのですが、これは、この基本計画、実施計画を今策定する作業とまた別な流れとして、勿論行政の業務として同様に行うのですが、市民事業評価の方は、事業そのものを先ほど説明あったのですが、大きな基本計画のレベルではなく実施する事業の範囲、または実施計画以外の経常的な事業と言っているのですが、そういう事業の単位、全体では400ぐらいあるのですが、その事業をピックアップして、その事業に対して、その事業の有効性ですとか、必要性、また、その実施をどこが担うべきなのか、行政が担うべきなのか、民間が担うべきなのか、また、行政といっても国なり県なりというものが担うべきなのかという視点を持って、事業を見ていただいて、市民の方にご意見をいただいて、判断をしていただくという作業をするという事業仕分けをさせていただいております。

そして、それについては、個別の事業を扱っておりますので、それがイコールこの基本計画に作っているものに全く合わないのか、それに関係ないのかということとはならないと思います。当然のことながら、その中で判断するのは、1事業だけではなくて、同様の事業についても方向性というものもあります。例えば、補助金が出ているものは、補助金がどうあってみてほしいのか、市民のご負担をどういう風にいただきましょう、というものにつきましては、1事業ではなくてそこでご意見が出てくるかもしれません。そういったものを反映していくというのは、行政の役割として考えていかなければならないということもあると思います。

ただ、この基本計画を作ろうとしている中に、それがイコール必ず、入るのかといったら、そこのところは違う流れで作っていますので、事業仕分けが直接こちらが今お願いをしています基本計画の改正、構想も含めて改正の中に影響してくるとは思っておりません。

幹事 策定に係る経費の関係について、ご報告させていただきます。正確な資料を持ち合わせてございませんが、前回、第2期基本計画を策定する際の費用ですが、委託費というのがやはり掛かっておりまして、私の記憶ではですね、1,200万円1,300万円という金額が掛かっておりました。やはり、策定につきましては、前回は掛かってございました。そして、6年たったら掛かるのか、というご質問につきましては、策定業務というのはなかなか自前でできないところがありますので、確実にそうだとは申し上げられませんが、今の考え方でいきますと、次回もやはりお手伝いいただくコンサルタントの方をお願いするのではないだろうかと思っております。その時に金額を幾らにするのかは、その時の状況によるのだと思いますけれども、次回もやはり同じくらいになるんじゃないかと推察しております。

- 委員 市民感覚としましては、皆さんに大切なお仕事をさせていただくために、税金を納めているというものと思っていますので、できるだけ有効に税金を使って、基本計画も策定をしていただきたいと思います。なので、今の段階で後期実施計画が 1 年も経たず、3 カ月くらいで、もうこれは次の基本計画に反映されないものとしてやられていること自体、最初から申し上げていたと思うのですが、無駄ではないかしらという懸念があるのです。今度、基本計画を作るのであれば 6 年、勿論、迅速に対応しなければならないので、という理由で 6 年に短縮されたというふうに思いますけれども、そういうことも今度の基本計画も盛り込んで、その 6 年で次はまた 6 年後には基本計画を変えなくてはいけない、とは言わないで、もうちょっと先を見た基本計画を作れないか。そして、実施計画をこまめに変えていくというようなやり方は取れないものなのではないでしょうか。
- 委員 今の質問に関連して教えていただきたいのですけれども、今回の基本計画は初年度を平成 26 年として策定している訳ですから、今ある実施計画が 27 年までですから、27 年 9 月の事業まで、そうして進んでいただかれるのだろうなというのは、重々分かったのですけれども、その場合に、基本計画というのは、こういったセンテンス、文章表現で、“推進します”や“実施します”あるいは“支援します”という表現にされたりしますよね。それを、来年の 25 年の 9 月に議会にかけていく。そして順番にやっていますが、当然そういった“推進します”とか“支援します”という基本計画の裏付けとなるような事業を、当然としてその延長線の事業ベースでボトムアップで積み上げていって、それをこういう基本計画の文章表現に繋げていくという理解でよろしいですね。そういった意味では、事業も継続性を持って、実施計画事業もそれを基本計画を 25 年の 9 月に議会に示した段階では、基本計画が実施計画事業の基本となっていて、ある程度、行政としてもスムーズにやっていくということによろしいですね。
- 幹事
会長 そういう考え方です。
確認ですけれども、事業仕分けとの関係で言いますと、事業仕分け自体は仮に現行の実施計画上の事業として当たっているものが対象になったとしても、実施計画上の議論なので、基本計画はその事業を列举するものではなくて、例えば、観光であれば総合計画の冊子 79 ページにございますように、施策の現状と課題があるのですが、目標が書かれておりまして、この目標に合致した事業が実施計画上の事業として列举されていく。そして、事業仕分けでやっていることは、仮に現行の実施計画に掲げられている事業であったとしても、それは有効性を評価する時に、この目標に合致しない、あるいは効果がないというように判定されれば、当該事業は、現行の実施計画事業であっても中止または見直しを行う。ただ、今回の基本計画策定の作業とは全く別です。仮に今、実施計画事業として予算がついていても、それが有効でないということならば、それは本来次の実施計画に載せるべきではなく、別の事業にすべきです。そういう風な整理、理解を私はしています。
- 幹事 私どもも言葉が足りなかったのですが、今、会長におっしゃっていただいたとおりでありまして、事業仕分けでやっている目的と、基本計画の考え方は、まったく分けて考えていただければと思います。先程、経常的にやっている業務のレベルで、という話をしましたが、当然のことながら、実施計画と重なっている事業というものもございますので、会長がおっしゃっていただいております。必要でないものは当然やめていく、また必要であるものはもっと拡充するというような状況も出てくるかと思います。そのようなものは、事業の実施の方で受け入れていくことはあるかと思います。
- 委員 事業仕分けというものは、やる・やらないというものは分かったのですが、当初は有効であろうということで実施が決まったことが何年か経って評価したら有効ではなかった。その間違えた原因というのは、何がいけないということではないのですけれども、例えば、時代背景が変わってきたので有効性が薄れてきた、当初の見込んだものが実はそうではなかったのか。良い・悪いではなくて、ここから先を計画していくに当たって、非常に良い勉強というか、時代が変わることによって当初の有効性がこういう風に移り変わってしまうのであるとか、何かそこから次を計画するための資料となるものが出てくるような感じがするのですけれども、例えば何か仕分け時点で見つかった、今後に役立ちそうなものについては、こういう場で提示されることはあるのでしょうか。
- 幹事 今いただいたご意見、基本的に削減、やめてしまう事例ですが、最初に申し上げたとおり、事業仕分けは、そもそもこれをやるべきかどうか、その必要性から入っていく、みていく。それをやるべきだとした場合に、担い手はどうするのかということも判断していく。それに具体的コストをかけていくのかということもみていく、という流れもひとつあるかと思っています。今おっしゃられている、事業として流れていったものを評価していった中で、時代の流れがあっても必要性が無くなってきたもの、または、目的が達成されたもの

のあろうかとございます。または、もっと違う形に変えて継続していくべき、または拡充していくべきというものも意見として出てくるものと考えられます。そのようなものについては、それを取り入れていこうという発想で全庁的に広げていきます。それも個々の部署がやっておりますので、今おっしゃっていただいたように、その中から出てくる色々なアイデアというもので関連するものがあれば、当然ご提示することは可能でございますし、後で説明ありますが、事業の施策の評価というものもしておりますので、併せてお出ししていきたいと思っております。

会長 トーマツさんがいらっしゃる前でこういう質問を言っているのか微妙なのですけれども、先程、総合計画策定事務をお願いするということだったのですが、どういう事務を具体的にお願いしているのかということが重要と思うのですね。私は、おそらく 3 つくらいかと思っています。総合計画の策定では、通常の市職員が行う業務と比べて、非常に業務量が増え、膨大な作業が必要になる。その膨大になる作業を短期間で終えるために、一部お願いしている可能性がある。これが1つです。2 つ目は、非常に専門性が高い業務についてお願いしている。人口推計をはじめとして、非常に厳密性を要求されるし、ある程度の専門性が必要になる。それは、専門的な知識を要する外部のコンサルタントをお願いする必要があるだろう。3 つ目は、総合計画策定も時代や環境に伴って新しい手法や新しい考え方に伴うアプローチ、具体的な手法やアプローチを採用する必要があるので、その部分については、おそらく市役所の職員の方々については、自前でやるのはなかなか上手くないので、その面のノウハウをお持ちであるコンサルタントの方をお願いする。この 3 つがあると思うのですが、具体的には、どうなのですか。

幹事 そのとおりでございます。膨大の作業の処理というものも勿論ありまして、市民の皆様のご意見を頂戴する。それをこういう意見がありましたといって、沢山の資料をそのままお示ししてもなかなかまとまりがつかないものがありますので、分類して、分析していただいて、どういう方向性のご意見が多いのかという分析を行っていただいたり、また、会長からお話がありましたが、今、基礎調査というのをやっております。専門性が高く、且つ、データの収集等に専門性を要する作業、そして、今日こちらに入っていたように会議の議事録や会議の内容を総括してもらうような作業も一部お願いするというような形で、私どもがやりきれない部分や能力的に足りない部分を補っていただくようなこととなります。

会長 この問題は議論しても仕方がないと思うのですが、過去は 10 年ごとに基本計画を策定する、6 年ごとにならざるを得ない状況になりますとその分お金が掛かるのではないですか、というご質問だとは思いますが、6 年毎に修正されても、基本は変わらないのですか。要するに 10 年に一度やっていたことを 6 年度に一度になって、それは頻度が高まるので、外部のコンサルタントの方をお願いする費用も 1 年当たりになりますと、それが増えてしまうのも致し方ないというふうに考えてよろしいですか。

幹事 例えば、次の 6 年間にしましては、会長ご指摘のとおり、今の基本構想に即した、基本計画になっておりますので、基本的には趣旨を踏襲したものになると思います。委員ご指摘のとおり、スパンとしては短くなってしまいますので、その部分ではお金が掛かる部分は確かにございます。ただ、先ほども申し上げたとおりでございますが、必要なお手伝いをいただく経費だと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員 私、今日も資料を配らせていただきましたけれども、図書館の友の会活動をしておりまして、市との協働事業を 3 年間やってまいりました。職員の方々が、爪に火をともしような予算の使い方をされているのを間近にみてきましたし、だからこそ市民ができることをお手伝いしようというコンセプトで協働事業に手を挙げました。市民にできることはボランティアでやっていきますよということでやってきた経過がございます。そして、その予算は年間 80 万円でした、そのうちの人件費は 20 万円でした。それでも市民は納得してやりました。今、NPO センターの年間予算は 800 万円くらいだと聞いています。400 を超える市民団体が、本当にボランティアのような気持ちで市と協働したり、率先して市行政のお手伝いをしていると思います。そういうことも承知しておりますので、こんな風に 10 年が 6 年になって本当に素晴らしく変わるのであれば、良いことだと思うのですけれども、職員も頑張っている、市民も頑張っているという日常を見聞していると、今の基本計画を作るのは仕方ないと言ってはあれですけれども、予算も付いていることですし一生懸命やらないといけないことだと思いますけれども、だからこそ、次は 10 年先を見越した大きな枠組みであるとか、例えば教育分野など時間の掛かるものは 6 年単

位で見直すような、拙速な見直しではなくて、もっと長期的な視野を持って見直すべき課題だと思いますので、期間については、皆さんのご意見もいただきながら、全体に再考していけばよいのではないのでしょうか。

会長 期間については、条例で決められているということでしょうか。一般的に期間を短くするということは、私は正しいことだと思うのです。要するに、世の中の変化のサイクル、変化のスピードはどんどん速くなっている。民間企業の方に、このような総合計画の話をするとびっくりされる。「え、10年?」、「え、基本構想30年?」、「企業ではそんなふうにはできませんよ」と。企業はそういう感覚です。少なくとも1番上のものが5年ですね。もっと短いです。私は、これでも短い方だと思います。基本計画には施策の目標が書かれているので、目標を見直さないといけないような状況に置かれています。10年先は見えないと思うのです。要するに、目標を決めて事業を決める。実施計画事業だけを見直すというのは、事業だけを見直すということなので、目標をセットして見直していかないと、経営ではないのです。私は今もお役所は経営とは言えないと思うのですけれども、今はここで議論しても仕方がない。ただ、期間については6年でも長いかもしれません。作り方は別ですけれども。

委員 委員のご意見、とても良く分かるのですけれども、私も、会長もおっしゃいますように感じることは10年タームというのは、それを見直すべきことも必要ですけれども、ただ、市民にとっては長期化した視点で、民間企業の場合は機動的な環境の変化に対応してすぐ変えていかなければならないこともあります。行政というものは一定期間長期的な視点を市民の方々に持っていただいて経営していくというのは、ある一定の計画タームを持つというのが必要だと思うのですけれども、10年タームというのは今の状況では長いほうではないのかなと思いますし、ちょうどよく切れて6年、構想も37年までということで、ちょうど6年くらいになってもいいし、その環境の変化に対応するために、その下に実施計画を3年毎に設けているわけですから、全体的な大きな目標管理さえきちっとしていれば、構想は、30年経つのは長く感じるかもしれませんが、当面はもう残り12年を迎えているわけですから、それを基本計画を6年にして、その間に実施計画を4回ということで、いいのかなというので、私は個人的な印象、会長の話も含めて思いました。

会長 言いそびれましたけれども、基本計画の体系そのものを見直す必要があるのかは、別の問題です。この場で申し上げて良いことか分かりませんが、今回策定する基本計画の姿、具体的な内容のイメージ、要するに何を見込むか、どういった計画になるのかという点が分からないので、逆にご質問したいのですが、目標と書かれています。目標で、例えば観光を挙げているのですけれども、“市民と観光客が共に快適に過ごせるまちづくりを進めます”という目標が書かれているのですが、方向性を示す文章が書かれている訳でございまして、要するに目標が達成されているかどうかということは文章を見ただけでは分からない。このレベルで改定されるのですか。要するに、目標に対して、例えば目標が達成しているかどうかをチェックするための枠組、具体的な数字目標でも良いかもしれませんが、文章に書いたものを、更に詳しく書くものかもしれませんけれども、何か実感ができる、要するに、達成したという実感ができる、もしくは別の言い方をしますと、測定可能なものになるのでしょうか。

幹事 今現在、鎌倉市総合計画第2次基本計画につきましては、進行管理とそれぞれの計画目標がありまして、どの程度実施しているのかということにつきまして、施策進行評価というものを毎年行っております。できる限り、定量的な、要は数値で皆様に表せるような形で進行してございます。ただし、この計画につきましてもある程度年数が経っておりまして我々としても、制度疲労と言いますか、足りない部分というのはそれなりに承知しているつもりでありますので、次期基本計画の中では、評価の考え方につきましても少し改めさせていただきまして、できる限りどう進んでいるのか、というのが分かっていたらいいようなものに変えていきたいと考えております。

委員 後期実施計画の途中で、新しい基本計画に塗り替えようとしている。そのこと自体が緊急的な宣言になっていると私は思うのです。職員に対しても市民に対しても緊急的な状況に今あるんだ、という意思表示です。普通であれば粛々とやってまいらしようというのがこれまでの行政のやり方でした。ある意味で中断してまでもやらなければならない事態が発生した。3.11以降の問題を乗り越えないといけない。この問題は市民と協働でなければ乗り越えられない。これは、前から書いてあったと言えば、書いてあったのですが、肝を据えてやってきたのかと思うとやっていなかった。そこで、緊急避難措置として、出来ればもう一度6年間の計画を計画し直します、ということを趣旨のところにもっと強く出したほうがいいのかという気がしますけれどもね。どうですか、

事務局の考えは。通常の現行のスピードではもう乗り越えられない、ということではないですか。

会長 緊急的な事態というものが何であるかということですが、一つは防災対策、防災対策は喫緊の課題を進めなければならない。一方で、財政も厳しい。市を取り巻く環境変化に、取り組まざるを得ないという自治体であるということを宣言する。

幹事 確におっしゃるとおり、私ども当初の計画の予定を繰り上げてまでやろうというのは、やはりそれなりの意識とか考え方というものがあります。今後、市民の皆様、私どもの立場や考えをお示しする場面があると思います。その際には、今ご指摘いただいたとおり、こういう考えでやっているというところについては、十分に説明を尽くして参りたいと思います。

委員 もう一つ、ここに書いてないのですけれども、どこで見たか記憶にないのですけれども、市長マニフェストの実現というものも計画の中のどこかに入っていたと思うのですが。来年は市議選もあり、市長選もありますね。

幹事 策定方針の中では、特に市長マニフェストについては触れていなかったと思います。

委員 基本計画の中では、市長マニフェストについては書かれていませんか。

幹事 後期実施計画の策定の方針の中に、市長マニフェストに関する記載はありましたが、今回の策定方針では触れていません。

委員 来年は市議選もあり、市長選もある年だと思うのですけれど、9月に新しい基本計画ができて市長選も10月にあると思うのですが、やっぱり後期実施計画にも書かれたように、市民の代表である市長の意向については重く見なければいけないと思うのですが、市長選の前にこの基本計画が定まって、同時に実施計画を作られていくと思うのですけれども、市長マニフェストの中で、市長選の後にどんな風になるのが見えてこない。市議選もある中で、あえてこの年に基本計画を前倒しすることに違和感があったのですけれども、その辺はどのようにお考えなのでしょうか。

幹事 今現在の鎌倉市の状況におきましては、私どもがこれからやっていこうとしていることにつきましては、どなたが市長になられたとしても、基本的に今必要なものをやらせていただくという考えがございます。この方針につきましては、皆さんのご意見を基に色々加えさせていただきたいのですけれども、基本的なコンセプトにつきましては、私ども事務局が考えたものではなくて、市長に相談した上で確定していきますので、今の市長のお考えがこの中にも含まれていると考えております。

委員 今、委員がおっしゃっていたように、この策定方針に入れるか入れないかも大事なことなのですけれども、やはりここで6年間という基本計画、短い期間のものをタイトなスケジュール作っている、そういった必要性みたいなものをもう少し強くお出しになったらいいのではないかと。財政自体も緊急事態宣言を出しても良い様な状況であるとか、それと、基本構想の中で、子どもと福祉を分けるという話もありましたけれども、私のような福祉の立場で言えば、認知症高齢者も増えていきますし、これまでの経済状況を鑑みますと、基本計画を見直すのは今まででしたら平成28年なのですね、そういった今この時点で今の状況に対応した基本計画の前倒しを策定していかないと、今後対応が遅れてしまうというものがある、ということを強く、例えば財政の問題もそうであると思いますけれども、これまでは10年間の計画の中で、投資的経費はこれだけしかないけれども、計画ではその倍もあって、この赤字分は10年間でなんとかなるかもしれない、みたいな、そういった、ちょっと言い方は悪いかもしれませんが、そういった作り方をされてた。ネーミングライツのことまで触れてらっしゃいますので、市の財政状況も経済状況もそういった意味で、構想の一部修正を踏まえて基本的計画をここで見直さなければならぬという緊急性を、もう少し明示されると良いというそんな印象を持ちました。そのためには、冒頭にありましたけれども、基本構想の人口も1万人変われば、17万人都市で1万人変わってくれば大きいですし、計画のフレームとしては財政フレームをきちんとお出しただいて、こういった状況だということもきちんと出す。あとは、第1回目の時も公共施設白書の説明で、これからは施設管理というものが一番重要で、おそらく、この間、神奈川県が研修施設を持たないなんていうことを言っている。どの自治体も、ファシリティマネジメントが待った無しの状況なのですから、どこかではっきりとお示しになると、タイトなスケジュールの中でもやっていかなければならないということが共有できるのではないかと思います。

幹事 ご意見をいただいて、私ども、作り込みでは、策定方針ということということでございまして、全部網羅していけない、かなりそぎ落としてそぎ落としてこういう形にした経緯がございます。今、委員さん方からご意見をいただいたとおり、もっと強く出してとありましたが、確かにそういうところもあるかと思います。私どもとしては、かなり凝縮して書いて

たつもりでございまして、考え方としては全くご指摘のとりの方向性、ベクトルを示すものと私どもも理解をしております。できましたら、趣旨に盛り込んだつもりではあるのですが、この表現の中でご理解いただく、また、それを今後これから計画を作っていく中で表に出していく方法をとってきたいと思っています。

委員 話を元に戻しますと、今期間の話をされていると思いますけれども、やはり今回の第2期基本計画を縮めた、前倒したというのは、緊急性というのは非常にいい言葉なのですが、6年間というのは緊急性というよりは、先ほど事務局から話があったとおりフレキシブルな対応が全て含まれるのかなと思っていました。ですから、6年間の妥当性ということを議論するのであれば、先ほど委員が言われたように、やはり長くすれば経費は、ある意味コンサル料は減りますか、何を第一に考えていった時に、より良い総合計画を作るという意味では、どちらかというと短くする流れでやらざるを得ないのかなと思います。6年間が長いのかという話になると、例えば市長が変わって民間で言うと、経営者が変わって、コロコロ計画が変わってしまうと振り回されるのは社員ということで、同じように鎌倉市民としましても、コロコロ変わるようなもの、期間が短いと自由度がなくなってくるので、幅を持たないと修正がきかないこともあるので、10年から6年が私としては妥当かなと思っております。

会長 先ほど6年は長いということを申し上げたのですが、行政の場合は、当然のことながら長いスパンで考えるべき施策と、市民の皆様の個別のニーズに応じて適宜変更していく部分が二重にありますので、6年が別に長いということなくて、バランスからいうと悪くない、程々の期間だと思います。6年をもっと短くしろというつもりは別になくて、大体5年ぐらいが基本なのかなと思うのですが、5年ですと、2で割れませんので、そういう印象があります。

委員 2ページにある計画期間の部分にもう少し説明がほしい。何にも分からないですよ。何故、今まで10年のものを6年に変えるのか。あるいは、実施計画を3年にするのか。

委員 素朴な疑問なのですが、フレキシブルに対応する部分というのは、一般企業でも、毎年、年次の計画の中でそこは必ず持っているものではないのですか。家計をあずかっていても突発的なもののために、それだけの備えをしておいたりとか、気持ち的に、もしかしたら何かあるかもしれないことを踏まえて、心の準備をしていますが、そういうものが自治体では、基本計画、実施計画に書いてないものは何もできないというやり方ではないですよ。

会長 それは違いますよね。少なくとも、毎年毎年、予算で決定する事業でありますので、実施計画に盛り込まれていないからやらないということはないです。

委員 予算要求のことをきいたりしておりますと、実施計画に載らない限り、できないと職員の方はお話されるんですけども、そういうものではないのですか。

会長 財政状況が良ければ、別に実施計画に含まれていなくても良かったのですが、おそらく今は、どの自治体も厳しいですので、どの事業を認めるかという最後の段階になると、根拠、理由付けを求められます。そうすると、当然のことながら、実施計画に盛り込まれているものが優先されます。

委員 フレキシブルな部分も従来からあったと考えて良いのですか。

会長 予算に余裕があればフレキシブルなところも出てきますが、今どこの自治体でも予算が厳しく、鎌倉市も厳しい状態なので余裕がない、フレキシブルに予算を使っていく余裕がないということですよ。

委員 厳しいということは認識しておりますけれども、先日も夕張の例を挙げておられましたが、鎌倉市はまだ交付団体でもない訳ですから、不交付団体としてやっていけている自治体ということで、そんなに厳しいとは思えないのですが。市民には二言目には、「予算はない、厳しい厳しい」とおっしゃるのですが、交付団体にまで至っていない状況なのではないのですか。

会長 いかがですか。

幹事 確かに、委員がおっしゃるとおり、本市は不交付団体で、これは財政的には比較的健全で余裕がある団体になります。財政が厳しい部分につきましては、家計で言いますと、食費や家賃といった、一般的に固定的な毎年、毎月掛かる経費、これがかなり積み上がってきてしまっています。勿論、歳入は他市に比べると余裕がある部分が確かにあるかもしれませんが、そのような積み上がった部分がそれなりに多くなっておりまして、それが、財政上の硬直化というのですけれども、要は自由がきかない状態になりつつあります。この積み上がっている部分というのは、必要なものなのですが、これについてももう少し工夫を加えて下げていく、かつそれを、なかなか難しいのですが、

右肩下がりに下がっていく経済状況を甘んじてみているわけではなくて、私達なりに、歳入につきましても少しずつ右肩上がりにするような努力をしていく。そして、事業ができる限り多くできるような形で考えていきたいというのが私どもの考え方です。確かに委員のおっしゃるとおり、不交付団体ではありますけれども、内実はなかなか厳しい状態にあるということをご承知おきいただければと思います。

会長 まだ資料の説明が途中だと思います。ご説明いただいていない部分の説明を受けた方がよろしいかと思しますので、事務局から引き続きお願いします。

事務局 (パワーポイントを用いて説明)

それでは続きまして、4 ページをご参照ください。「5 策定の取組について」では、(1) のア、イ、ウとありますように、“ワールドカフェの開催”、“フォーラムの開催”、“市長と語る懇談会開催”を「未来を共有する場づくり」として、取り組んでいくということ記載しております。続きまして(2)では、市民意見公募手続条例に従って、(3)では「広報活動」は記載のように市民の皆様にお知らせをしていく。(4)の「庁内の検討体制」については、27 日で細かく説明をさせていただきたいと思っておりますが、素案を作ったりする庁内の作業に当たり、総合計画策定委員会を設置し、これは基本的に部長級で構成されます。その下の部会としてワーキンググループが必要な場合には、各部会長の判断によって職員が動く、というようなイメージを考えております。“職員参画”につきましては、先ほどもお話ありましたが、できれば全職員の参加により、市民と同じくワールドカフェを大体 1,300 人規模でできたら良いと考えております。ただし、実際に仕事もありますので、どこまで参加できるというのは難しいところもあるのですが、各課長にお願いして全員を参画していく考えで進めていきたいと考えております。(5)では、総合計画審議会について、記載しております。

5 ページの「6 行政評価」では、元々市民評価委員会というのが例年、実施計画の進行管理、あるいは我々の内部評価に対して、外部に意見をいただき、進行管理や今後の方向性に対して役立てているというものを、平成 19 年から実施しており、今回はそれに加えて、第 2 期基本計画を振り返る作業を行っております。できれば 12 月中にご報告をさせていただきたいと思っております。中間報告等も随時報告させていただきたいと思っております。「7 基礎調査」につきましては、次期基本計画の策定における各種協議の検討資料となる様、市民意識調査を毎年やっております。その他、近隣市状況調査、財政分析を行って、活用していきたいと思っております。「8 個別計画との調整について」や「9 スケジュール」については、記載のとおりになります。以上、説明を終わらせていただきます。

会長 それではご説明いただいた箇所につきまして、質問等がありましたらお願いします。

委員 実施計画というのは、具体的にどちらがどのようにお作りになられているのですか。

幹事 実施計画につきましては、当審議会にて策定に協力いただく基本計画ができた後に行政側で作らせていただきます。

委員 ここにはまったく外部の関わりというものが無いのでしょうか。

幹事 外部の関わりは策定の過程では無いのですが、それぞれの事業課につきましては、市民の皆様のご意向を伺いながら事業を組み立てていきますので、その部分では市民との関わりが出てきます。ただし、策定そのものにつきましては行政内部的な作業になります。最終的には作ったものについて、議会に報告をさせていただくという工程になります。

委員 2 ページの件、確認をさせてください。「3 基本構想の一部修正について」ということで、“現行基本構想を踏襲する中で、次の部分について修正を行うこととします”と修正箇所が、ある程度例示的に書いてある。まだ決まってない話ですけども、例えばということで、(1)において、6 つの将来目標のその方向について再整理を行います、とあるが、その再整理もこの審議会のミッションとして、例えば例示では、階層をもう 1 つ増やしたり、というのは出ているのですけれども、全てこの審議会ですべて全部やるのか、ということを確認しておかなければいけないと思ったのですが、全部やるのですか。

幹事 こちらにつきましては、私どものほうで案を作らせていただきまして、この案でよろしいかということでは、例えば、第一次素案、第二次素案、それから最終案についてお示したもののについて、皆様にご審議いただくということになっております。

委員 案というものは全部網羅する案なのですか。

幹事 そのとおりでございます。

委員 これで網羅したら、実施計画が成り立つのですか。そもそも論として、基本計画でこれを全部含めたら、実施計画に間にあうのですか。また 200 億円足りないという話にならないのか。

- 幹事 勿論、これを全部今までどおりのやり方でしていくと、後期実施計画と同じような状態になると思います。ですから、こういったものは行政の目的としてあるのですけれども、この6年間の具体的な財政見通しの中で、できる事業、更にその中で何に力を入れていくかというものを示した形で作っていきたいと思います。これはこれとしてありという中で、どれをやるかということを示す形になると思います。
- 委員 それが基本計画として出てくるわけですか。分野に沢山ぶら下がってますよね。その中から、1、2、3、4、5と書いてあれば、2と3は除いて、例えば1、4、5というものがこの計画として作ろうとしているものなのですか。
- 幹事 繰り返しになるのですが、この表自体は基本的には、先ほど委員のご指摘にありましたとおり、少し構成を変える部分もあるのですが、基本計画には全部基本計画の中に含まれる要素だという風に考えてございます。その中で、これを強くするというものを打ち出し、この6年間で市民の皆様にお示しする形になると考えております。
- 委員 それでは、そこは並べてやるのだけれども、そこには当然ABC管理的なものが、いわゆるプライオリティをつけるとか、優先順位をつけるというものを書き直すということですか。
- 幹事 そのような構想でおります。
- 委員 当面でいえば、前期の実施計画の中に、その優先順位付けのものをはめ込んで、財政的にも歳入確保という部分もあるかもしれないけれども、そこを見込んでこの財政計画と実施計画をマッチングさせてようと。そのためのプライオリティ、優先順位付けを、審議会で議論していただいて、且つ、市民の皆様から「これでどうですか」、「切っちゃいますよ」、「これ今までよりもちょっと少なくなりますよ」というものを見せながら、足らざるところにお金を回していく。そのコンセンサスをとるために、この計画作りをするんです、と平たく言えば、そんな雰囲気ですかね。
- 幹事 そういう部分もございます。「これをなくしますよ」という形で市民の皆様にお示しするというのは、なかなか技術的には難しいというご指摘も頂戴していますので、市民の皆様には、例えばこの6年間で何に力を入れていけばいいかというところをお伺いしていく。そういうご意見を基にして、行政は、市民の皆様はこういう風にしたい、ただし、お金がない。だから、財政的に伸ばしていけるようを検討していきましょう、それから縮められるところは縮めていきましょう、という検討をさせていただいて、最終的な計画として、形を作っていく。それを、審議会は勿論ですが、素案として市民の皆様にお示して、理解をいただけるようにご説明を加えていく様な段取りを考えております。
- 委員 一定のところは理解いただけるようなベースは残しつつ、伸ばす側に話が行くわけですね。何を言っているかという、もう財政が苦しいですよ、計画期間にこれだけお金ショートしてますよ、というのが明らかになっているのに、市民の皆さんにお話を聞くと、減るところが減らないですよ。しかし、そこを一定理解してもらわないといけないということになると、市民の皆さんと関係のないところを落としていくとか、例えば、新しい会館を作らなければいけない、補修、耐震をやっていかねばならないけれども、後2、3年耐震我慢してくれますか、という話を含めて、そういうことやっていかないと財政計画とのバランスが取れませんよね。だから、減らすところは減らすといったダイナミックさがない限り、伸ばすところが伸ばせないですよ。例えば、防災に金を掛けたいと言っても、じゃあどこに金あるのよと、107億円ショートしていて、防災もやり切れていない部分がある、例えば5年間でそういうことがあった。では、次の3年間でとらざるところもそのままにして、思い切って減らすところもなく、伸ばすところばかりは、歳入の確保でやるの、そんな夢みたいなことできるの、という話になると、多分現実的には難しい話になる。ここを切りたいというコンセンサスを得たいんじゃないですか、というのが本音のところではないのか。
- 幹事 両面だと思います。市民の皆様が何を望んでいるかところは実現しなければいけない。ただ、実現するためには、委員おっしゃるとおり、今の状態で何でもかんでもできるという訳ではないので、先ほどABCというお話もありましたが、やはり施策につきましては優先順位といいますか、優先度を明示していきたいと考えます。
- 委員 これは、市民の皆様の声で作られたものですから、だから、これからマイナスしていかないと減りませんよ。委員が心配しているのもそこなんでしょう。減らすところがどこにもないのでは、ということになっていって、そういう議論の繰り返しにならないかなという懸念があります。
- 会長 多分、出発点として、選択と集中というような議論があったのではないかなと思うのです。とはいうものの、選択と集中をすると、そうじゃない部分がでてきますから、そうじゃない部分のきちんとした理由、根拠がないといけない訳ですよ。それをどう作るかと

ということと思うのです。では、市民の皆さんにアンケートをとるとか、市民の皆さんの声を聞いてというところで進めようとした自治体さんがあるのですけれども、市民の皆さんにアンケートをとると、委員が先ほど言われたとおり、生活に密着したところが手厚くなってしまふ。要するに、声が厚くなる。ひょっとすると、直接市民の皆さん一人一人の暮らしには繋がりが見えないかもしれないけれども、鎌倉のまちづくりの基本的な方向性として非常に重要な、例えば観光であったとしても、市民の方々が個々の産業に直接関わっている方はそれほど多くありませんので、産業政策が手薄になってくる。要するに、相対的に市民の声が薄くなるのです。相対として。そういう限界が当然あるという話は 10 年程前から私は申し上げています。それでは、市民アンケートは使えないのか、使えないわけではないのですけれども、それだけを根拠に選択と集中を進めるわけにはいかない。だからそれをどうしますかということは、以前も私は申し上げております。また、切るものを切つていかないと、委員もおっしゃるとおり、施策体系が結果的に空になる部分もあるかもしれないし、施策の目標がかなり下げられるというものも出てくる。そういうような姿を示していく必要があると思うのですけれども、そのための策定のプロセスをきちんと設計をしていくということが、不可欠じゃないかと。色々な新しい手法を入れられるので、今回トーマツさんが入られて、トーマツさんがご助言やアドバイスをしていく、または、実際にトーマツさんがやられる部分があると思うのですが、そういうところで実際に使えるものにしていかないと。実際の策定のプロセスをきちんと確立していくことが必須課題になるのかと思います。

委員 市民活動をしている者からいいますと、市民にやっぱり情報をどんどん公開していただきたい。鎌倉は、市民力がある、自治体的にもあると思いますし、ここに書いてくださいましたけれども、地域力があると思いますので、情報を開示していただいて、それを丁寧にしていただければ、市民は理解し、緊急課題だということで、3.11 で皆さんやはり思うところがあると思うので、協力していくと思うのです。ですので、市民の意見を全部聴いていくと大変だぞ、というスタンスに立たれないで、できるだけ市民の意見を聴く様な、聴いて意見をもらって話し合うことで協力を仰げるというところまでいきたいと思いますので、その辺を是非トーマツさんと一緒に丁寧にやっていただければと思います。

会長 各施策の中で、予算が仮に 3 分の 1 をなったとしても、目標を下げなくてすむものもあると思います。そうすると、市民力で、市民協働になると思いますけれども、市民協働を進めるには、前提となる場が必要となりますので、策定プロセスに重点事項として入れられていますから、ある面では私は期待をしています。

委員 ワールドカフェのことで一言申しあげると、これが言いっぱなしで終わらない様に先ほど、確認させていただいたのですけれども、例えば、100 人会議の時に私達、一年間すごく密度の濃い時間を過ごしました。私は第 4 分科会だったのですけれども、そこに加わって、自治基本条例策定市民会議には私は入っていないのですけれども、その前の基本計画作りに、本当に密度の濃い時間を 100 人のメンバーと過ごしました。そして、第 4 分科会では、ライフステージ別課題と共に、多目的公共複合施設の提言をしたんですね。その時点で、経済的にとても厳しいという話を聞いておりましたので。

それぞれ具体的に申しますと、第 4 分科会は、誕生してから学童期の子どもたちのことを中心に子育て、ヤングアダルトと言われる 18 歳までの子ども達、鎌倉で働いて年をとる青・壮年世代、そして最期を迎える世代ということで、いくつかの島を作って話し合っ、大事なことを出し合った訳なのですけれども、それぞれの問題を網羅して解決する形として中学校学区の一区分位に一つ、多目的公共複合施設を作り、そこに防災拠点を作ったり、引きこもっている人達が地域に出やすいようにする、地域の祭りの場にする、行政センターを作る、福祉センターを作る、自治体もそこに協力する、そんな地域主権の多目的な場ができればいいねということを提言させていただきました。

蓋を開けてみると、残ったのはライフステージ別、その土台になる部分だけがそこに盛り込まれていました。多目的公共複合施設というところがすっぱり切られて、この基本計画は出てきたんですね。前の総合計画審議会でもそこは指摘されていますけれども、「ライフステージばかりで、内容が重なっていますね」という講評が出ています。

そういう風に、私たちは一年間、一生懸命皆が出した意見、そして自分たちのエネルギーと手弁当で出した意見が結果的にまるで反映されなかった、という経験をしました。

なので、ワールドカフェをしていただき、それが市民にとっていい時間だった、だから市と協力していこうと思えるようなフィードバックが大事だし、人間関係作りが大事だし、丁寧にそれを吸い上げる作業が必要だということを申しあげておきたいなあと思います。公共施設再編が逼迫した課題となっていると伺いましたけれども、平成 17 年の時

にすでに私たちはそれを提案していた訳ですね。なので、全く同じものではないと思いますが、当時職員の方がもうちょっと聞く耳を持ってくださっていたら、もう少し違っていたのではないかなと思います。同じ轍は踏みたくないと思いますので、市民意見は丁寧に扱っていただきたいと思います。

会長 ワールドカフェ等を含めまして、場作り、策定プロセスの設計については、次回の審議の議題となります。次回、ご説明いただき、審議することになると思います。ということで、いつの間にか時間が過ぎてしまっておりますけれども、いただいた資料についてご説明いただけますか。

委員 あとで読んでいただければいいと思うのですが、私が所属しております「図書館とともだち・鎌倉」という NPO の会報です。ちょっと見ていただきたい部分を抜粋して持ってきました。コンテンツという部分に目次が出ています。146 号は、鎌倉市図書館百年特集号です。5 年くらいの協働で、市民が協力して百年史を作り、その中には、文化庁長官の講演記録ですとか、市議会議長のコメントですとか、出ておりますので、図書館ができた時から現在に至るまで、図書館が市民と共にあったということをこれで読んでいただければと思います。

そして 151 号には、文化庁長官の寄稿文などが載っております、3 ページには、101 歳になられる石渡弘雄さんの「思い出」ということで図書館を含めた街づくりがどんなに大事かということも出ております。

事業仕分けに図書館も挙がっているそうですけれども、そういうこともお考えいただければと思います。143 号に、元総務大臣の片山さんが、総務省が集中改革プランを平成 15 年に出したけれども、文化とか教育の分野に指定管理者制度というものはよろしくない自分は思っているし、総務省もそういう見解ですよ、という内容が添付資料にありますので読んでいただければと思います。

直近の 154 号はちょっと分厚いのですが、毎年、私達みたいな図書館友の会が文科省、総務省、省庁、国会議員にロビー活動をしているのですが、そのときの様子が本当に拙文なのですが、出ております。4、5 ページでも、教育文化に関わる場所だと思うのですが、その辺のところは時間がかかる、大事なところ、長期間の視点で見なければいけないということが国会議員の方々の意見も含め、出ておりますので、読んでいただければと思ってお持ちしました。以上です。

会長 はい、ありがとうございました。

今日の審議ですが、次期基本計画策定方針(案)ですけれども、今日いただいた意見、様々ございますが、この扱いについてどうするか、悩ましいところです。そもそも、今回こういう形で非常にタイトなスケジュールで、2 年前倒しの基本計画の策定を迎えざるを得なくなったということについての緊急性の説明、そういったことは、おそらく何らかの記述を入れた方がいいと思います。ただ、それ以外のところについては、多分これからの策定プロセスを一つ一つ踏む過程できちんと進めていくべきであるとは私思っているのですが、いかがですか。

今回そもそも何で 2 年前倒しなのか、ということをはっきり示すことは、委員からも意見がありましたが、策定方針の基本的な考えであろうと思いますので、工夫をして入れていただいて、この案を承認したいとは私は思いますけれども、いかがでしょうか。

方向性、ベクトルは大事だと思いますので、この方向で間違っていないということであれば進めてあげないと事務局も困りますし、議会での説明もありますし、スケジュールもありますので、許せる範囲で、許容できる範囲で、ということで進めさせていただくと、いいのではないかと思います。ただ、緊急性についての説明をやはり入れていただいた方がいいという委員がかなりいらっしゃいました。私もそう思いますので、それだけは工夫して記述を入れていただくということを条件として、承認ということでよろしいですか。

(了承)

(3) その他

会長 その他は何かございますか

事務局 次回の日程でございますが、大変申し訳ございません。非常に短い期間で 2 回開催させていただきますが、8 月 27 日(月)15 時を第 3 回の審議会として想定しております。議題は会長からもありましたとおり、「未来を共有する場づくり」、「庁内の体制」について、詳細なご説明をさせていただく考えでございます。資料につきましては、できるだけ早い段階でメール等で皆様のご自宅にお届けしたいと思います。以上でございます。

会長 この件について、次回の議題とするということでよろしいですか。

(了承)

以上で第 2 回総計審を終了したいと思います。ありがとうございました。

以上